

全体スケジュール

| | | |
|-------|------------------|-------------|
| 公募説明会 | 2025年 3月27日（木）東京 | 4月16日（水）名古屋 |
| | 4月17日（木）大阪 | 4月18日（金）福岡 |

※ 開催概要はSIIホームページ（<https://sii.or.jp/>）より確認ください。
 ※ 参加には、事前エントリーが必要です。
 ※ オンラインでの開催はありません。

| | |
|------|--|
| 公募期間 | 公募期間：2025年3月27日（木）～2025年7月18日（金） ※ 公募期間中に締切を2回設け、締切毎に審査及び交付決定を行う予定です。 ・1次締切：2025年5月30日（金）12:00必着（交付決定日：2025年6月下旬） ・2次締切：2025年7月18日（金）12:00必着（交付決定日：2025年8月下旬） |
|------|--|

| | |
|------|--------------------------|
| 事業期間 | 交付決定日 から 2026年2月18日（水）まで |
|------|--------------------------|



留意事項

- 当資料は事業の概略を説明するものです。詳細はSIIホームページ公開の**公募要領**等を必ずご確認ください。
- 補助金申請に当たっては、インターネット環境が必要です。gBizIDのWebサイトにアクセスしてgBizIDプライムを取得のうえ、jGrants（電子申請システム）の内容に沿って必要事項を入力してください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた場合は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した補助事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 補助事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出（最終期限は2026年2月18日（水））し、SIIの確定検査後に補助金が支払われます。
- 補助事業により取得した補助対象設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、補助対象設備の運用データ等を国又はSIIに報告する必要があります。
- 導入した補助対象設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

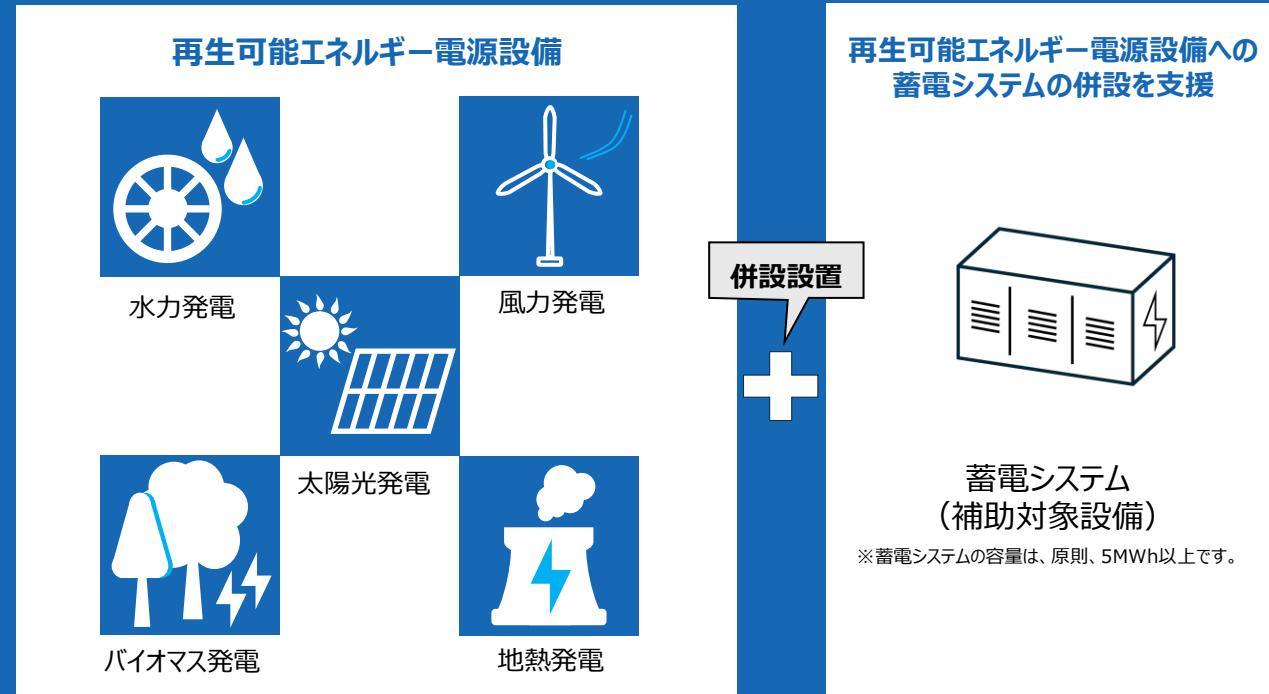
申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せください。

「令和6年度補正 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業」の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL : 03-3544-6125
 MAIL : s_ess_shinsa@sii.or.jp

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

令和6年度補正 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金 DRリソース導入のための業務産業用蓄電システム等導入支援事業 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業



発電事業者が、再生可能エネルギー電源設備へ新たに蓄電システムを併設し、再生可能エネルギーの有効活用や普及拡大、需給バランスの改善に寄与する事業が対象です。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 補助率 | 補助対象経費の 1/2以内又は1/3以内 |
| 補助金額の上限 | なし |
| 補助対象経費 | 設計費、設備費、工事費 |

支援対象となる3つの区分

(I) FIP認定型

(II) 市場等取引型

(III) オフサイトPPA型

※その他の要件や詳細については、公募要領をご確認ください。

再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業では、 蓄電システムの導入を行う補助事業を3つの区分から選ぶことができます。

| 区分 (※1) | (Ⅰ) FIT認定型 | (Ⅱ) 市場等取引型 | (Ⅲ) オフサイトPPA型 |
|-------------------|--|--|--|
| 事業要件 | 日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項又は同法第10条第1項に基づく認定を受けて、発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業 | 再生可能エネルギー電源設備に併設した蓄電システムの運転開始後において、特定卸供給事業者を介して、卸電力市場または需給調整市場等へ参画する事業 | 需要家と当該発電事業者との間に小売電気事業者を介して、オフサイトPPA契約を締結する事業 |
| 補助対象設備 (※2、※3) | 蓄電システム、計測器 | | |
| 蓄電システム 充放電要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●出力制御時 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン制御に対応すること（オンライン事業者であること、またはオンライン化すること）。 ・導入した蓄電システムに充電すること。 ※出力制御対象でない場合であっても、属地エリアで出力制御を行っている時間帯は、蓄電システムが満充電である等の設備制約を除き、導入した蓄電システムに充電されていること。なお、設備の稼働状況等の制限がある場合においても、可能な限り対応すること。 ●需給ひっ迫時 <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システムからの放電によって、受電地点から系統へ逆潮流すること。 | | |
| 設備要件 (蓄電システム) | <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者の再生可能エネルギー電源設備に新たに設置するものであること。 ・電力系統に直接接続するものであること。 ・オンライン制御可能であること（発電設備に係るオンライン化のための改造も補助対象として申請可）。 | | |
| 補助対象経費 | 設計費・設備費・工事費 | | |
| 補助率 (※4) | 1/2以内又は1/3以内 | | |

※1：複数の区分の要件を満たす申請の取り扱いについて

上記区分（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかの区分による申請を基本とするが（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の要素を複数持つ事業も申請可とする。ただし、その場合、実現可否について合理的な説明が必要となるため、申請前に必ずSIIまで問い合わせること。

※2：蓄電システムの容量は、原則、5MWhを下限とし、かつ、接続する発電所の出力（最大受電電力）は1.5MW以上とする。

※3：計測器は、蓄電システムに充放電する電気の量のうち、再生可能エネルギー電源に由来するものとそれ以外のものとを区別して計算でき、かつ、蓄電システムから市場取引等により充放電する電気の量を計算できるように設置するもの。ただし、必要最低限なものに限る。

※4：新規技術開発蓄電システム又は電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合であって電力系統側への定格出力が1MW以上である場合、又は、再エネ電源長期安定電源化に向けた事業計画を提出した場合であって電力系統側への定格出力が1.5MW以上である場合については1/2以内。

補助対象事業と認められない場合（例）

需要家が蓄電システムを新たに設置するもの / 蓄電システムを設置した発電所の敷地内の需要に供するもの（自家消費、オンサイトPPA） / 蓄電システムを設置した発電所の敷地外の需要の供するものうち、自己託送等の自家消費とみなされるもの / FIT認定のもの 等